熊本県知事　蒲島郁夫様

2015年9月7日

日本共産党熊本県委員会
委員長　日高伸哉
同　南部地区委員会
委員長　橋田芳昭
同　天草地区委員会
委員長　蓮池良正
熊本県議　山本伸裕
水俣市議　野中重男、高岡朱美
芦北町議　坂本登
津奈木町議　橋口千恵子
天草市議　蓮池良正、浜崎義昭
上天草市議　宮下昌子

特措法判定結果の県の集計結果に関する知事の発言、県の見解に強く抗議し水俣病被害の全容解明と被害者の救済に真摯に全力で取り組むよう求めます。

さる８月25日、熊本県は「特措法判定結果の出生年別、ばく露時の居住市町村別による集計」を公表しました。集計結果によると、熊本県が救済対象と判定した22,816人のうち3,761 人が、特措法対象地域外の住民であったということが明らかにされました。これは地元新聞でも強調されているように、水銀被害が行政が想定する範囲以上に広範囲に及んでいるということを裏付けています。

このことに関して知事は9月３日定例記者会見において、「対象地域外に汚染が広がっていたということを科学的に示すものではない」とのべています。知事会見に先立つ県の見解でも、「水銀汚染の広がりで新たな事実を示すものはなかった」と結論づけています。これらの発言は、被害の全容解明とすべての被害者の救済を求め続けている人々の願いに背を向ける、許しがたいものです。

水俣病特措法は、「あたう限りの救済」を掲げながら、患者・被害者などの反対にもかかわらず、申請を締め切り、住んでいた地域や年齢を理由に大勢の被害者を救済対象とせず切り捨て、救済されなかった人の異議申し立てさえも認めませんでした。

対象地域外の人達は、何十年も前の水俣湾等の魚介類を多食したことを示す資料の提出等が求められました。

幾重にも不当な仕組みと行政の対応のなかでも、特措法で救済対象とされた方の実に16.5%が対象地域外であったのです。

こうした事実に向き合わず、「対象地域に汚染が広がっていたということを示すものではない」とことさらに強調することは、水俣病被害者を切り捨て続けてきた、これまでの国・県の姿勢となんら変わらぬ意思を露骨に表すもので、蒲島知事の「患者・被害者に寄り添う」等の発言がいかに無責任で、水俣病患者・被害者、県民を欺くものであるかということをはっきりと示しています。

また、知事は会見で、「あくまでも特措法による救済は、公健法の判断条件を満たさないものの、・・・・地域の紛争を終結させるための政治的救済策である」と述べています。

この発言は、水俣病を発生・拡大させ、関西訴訟最高裁判決で厳しく断罪された、加害者としての反省が微塵も見られないものできわめて重大であり、今後厳しく問われなければなりません。

今回の県の集計結果は、出生年や居住歴による「線引き」の不当性を示すものであり、すべての被害者を救済するためには、何よりも水俣病被害実態の全容を解明する不知火海沿岸全住民の健康調査と環境調査が不可欠であるということを示しています。国とともに、熊本県がその実施のために力を尽くすことこそ求められています。

環境省は昨年 3 月、公健法に基づく水俣病の認定における総合的検討に関する留意点を関係自治体に通知しました。最高裁判決や行政不服審査会の採決を踏まえたとしていますが、逆に認定のハードルはさらに高まり、通知以降ただの一人も認定されていません。国や県の姿勢が変わらなければ、多くの水俣病被害者が救済されず切り捨てられてしまう状況が続くことになります。これ以上の解決の引き延ばしは決して許されることではありません。

蒲島知事発言に示されたような水俣病問題への姿勢を抜本的に転換し、今こそ被害の実態と向き合い、すべての被害者救済へ、以下の事項に真摯に取り組まれることを求めるものです。

１、　水俣病被害実態の全容解明のために、不知火海沿岸住民の健康調査、環境調査を実施すること。
２、　いわゆる昭和 52 年判断条件を見直し、汚染された魚介類を多食し、感覚障害があれば水俣病と認めること
３、　地域や年代の線引きを、被害の実態に合わせて見直すこと
４、　すべての水俣病被害者を救済するために司法救済制度の確立に向けた具体的な検討を行うこと。
５、　水俣病の治療薬や治療方法などの解明のため研究事業を積極的に推進すること。

以上